

石川県公報

平成 25 年 3 月 25 日 (月曜日)

号 外

(第 19 号)

目 次

条 例			
石川県収用委員会報酬等支給条例及び石川県海区漁業調整委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (障害保健福祉課)	11
石川県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (同)	2	石川県新型インフルエンザ等対策本部条例 (健康推進課)	13
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	3	石川県環境保全基金条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	14
知事の権限に属する行政機関設置条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	3	職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例 (労働企画課)	14
石川県部制条例の一部を改正する条例 (同)	4	石川県国営土地改良事業分担金徴収条例 (経営対策課)	15
石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	4	石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例 (森林管理課)	17
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	5	石川県道路占用料条例の一部を改正する条例 (道路整備課)	20
石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例 (同)	5	風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例 (都市計画課)	21
石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	7	石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (警 察 本 部)	21
石川県核燃料税条例の一部を改正する条例 (同)	8	石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	21
石川県自治振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例 (地 方 課)	9	石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同)	22
石川県並行在来線運行支援基金条例 (並行在来線対策課)	10	石川県立学校条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	24
石川県安全安心な消費生活社会づくり条例の一部を改正する条例 (県民生活課)	11	石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	24
		石川県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	25

条 例

石川県収用委員会報酬等支給条例及び石川県海区漁業調整委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

石川県収用委員会報酬等支給条例及び石川県海区漁業調整委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

(石川県収用委員会報酬等支給条例の一部改正)

第一条 石川県収用委員会報酬等支給条例(昭和二十六年石川県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表一中

月額	一〇〇、〇〇〇円
月額	九〇、〇〇〇円
日額	一三、〇〇〇円

を

日額	二九、〇〇〇円
日額	二六、〇〇〇円
日額	二六、〇〇〇円

に改める。

(石川県海区漁業調整委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第二条 石川県海区漁業調整委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十八年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中

石川海区漁業調整委員会	会 長	月額	七〇、〇〇〇円
〃	委 員	月額	六〇、〇〇〇円
〃	専門委員	月額	四〇、〇〇〇円
石川県内水面漁場管理委員会	会 長	月額	四五、〇〇〇円
〃	委 員	月額	四〇、〇〇〇円

を

石川海区漁業調整委員会	会 長	日額	二九、〇〇〇円
〃	委 員	日額	二六、〇〇〇円
〃	専門委員	日額	一七、〇〇〇円
石川県内水面漁場管理委員会	会 長	日額	二九、〇〇〇円
〃	委 員	日額	二六、〇〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(石川県選挙管理委員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 石川県選挙管理委員報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十四年石川県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「一三、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改める。

石川県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

石川県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

石川県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 任命権者は、職員について、船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年石川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第二項、第三条第二項及び第四条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

知事の権限に属する行政機関設置条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する行政機関設置条例（昭和二十五年石川県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 知事が別に定める事務については、石川県中能登土木総合事務所は、第一項の表に掲げる所管区域にかかわらず、河北郡、羽咋郡、鳳珠郡、金沢市、かほく市、羽咋市及び七尾市の区域を管轄するものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

石川県部制条例の一部を改正する条例

石川県部制条例（昭和二十七年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号(四)を削り、同号の次に次の一号を加える。

六 観光戦略推進部

- (一) 観光に関する事項
- (二) 国際交流に関する事項

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十八の項事務の欄に次のように加える。

- ハ 法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の提出命令
- ニ 法第四十六条の二第二項の規定による損失の補償

第二条の表二十八の項中「各市町」を「各町」に改め、同表四十三の項及び四十四の項を次のように改める。

四十三 削除	
四十四 削除	

第二条の表に次のように加える。

<p>五十一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、法及び省令の規定による申請書等（加賀市及び能美市については、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。）で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付</p>	<p>各市町（法第七条第一項に規定する市街化区域等を有しない市町並びに金沢市、七尾市、小松市、白山市及び野々市市を除く。）</p>
--	---

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 八 号

実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

実費弁償に関する条例（昭和三十四年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第百条第一項」を「第百条第一項後段」に改め、同条第二号中「第百九条第六項、第百九条の二第五項又は第百十条第五項」を「第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」に、「常任委員会」を「会議、常任委員会」に改め、同条第五号中「第百九条第五項、第百九条の二第五項又は第百十条第五項」を「第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」に、「常任委員会」を「会議、常任委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川 県 消 費 者 行 政 活 性 化 基 金 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十五年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 九 号

石川 県 消 費 者 行 政 活 性 化 基 金 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

（石川 県 消 費 者 行 政 活 性 化 基 金 条 例 等 の 一 部 改 正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「場合」の下に「又はその属する現金を国庫に返納する場合」を加える。

- 一 石川県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年石川県条例第一号）第六条
- 二 石川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年石川県条例第四十二号）第六条
- 三 石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例（平成二十一年石川県条例第四十三号）第六条
- 四 石川県自殺防止緊急対策基金条例（平成二十一年石川県条例第四十四号）第六条
- 五 石川県社会福祉施設耐震改修等促進臨時特例基金条例（平成二十二年石川県条例第八号）第六条

2 次に掲げる条例の規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

- 一 石川県消費者行政活性化基金条例附則第二項
- 二 石川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例附則第二項
- 三 石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例附則第二項
- 四 石川県自殺防止緊急対策基金条例附則第二項
- 五 石川県社会福祉施設耐震改修等促進臨時特例基金条例附則第二項

（石川県地球温暖化対策等推進基金条例の一部改正）

第二条 石川県地球温暖化対策等推進基金条例（平成二十一年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「場合」の下に「又はその属する現金を国庫に返納する場合」を加える。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（石川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正）

第三条 石川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年石川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「場合」の下に「又はその属する現金を国庫に返納する場合」を加える。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（石川県民間非営利団体活動支援臨時特例基金条例等の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「場合」の下に「又はその属する現金を国庫に返納する場合」を加える。

- 一 石川県民間非営利団体活動支援臨時特例基金条例（平成二十三年石川県条例第八号）第六条
- 二 石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例（平成二十二年石川県条例第九号）第六条
- 三 石川県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十二年石川県条例第十号）第六条
- 四 石川県保育環境整備基金条例（平成二十一年石川県条例第三号）第六条
- 五 石川県森林整備・林業活性化基金条例（平成二十一年石川県条例第三十七号）第六条

六 石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例(平成二十一年石川県条例第五十号) 第六条
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県税条例の一部を改正する条例

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条の十」を「第六十七条の九」に改める。

第六十七条の二第一項中「行つた法第七十二条の七十八第一項」を「行つた消費税法第二条第一項第九号」に、「消費税法」を「同法」に、「すべて」を「全て」に、「法第七十二条の七十八第一項」を「同法第二条第一項第十一号」に、「第十条第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第六十七条の四中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第六十七条の十を削る。

附則中第十条の四及び第十条の五を削り、第十条の六を第十条の四とする。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第六十七条の四中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事業者(新条例第六十七条の二第一項に規定する事業者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(同項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び施行日以後に保税地域(同項に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行つた課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正後の石川県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

石川県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

石川県核燃料税条例の一部を改正する条例

(石川県核燃料税条例の一部改正)

第一条 石川県核燃料税条例（平成二十四年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するもの」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉」に改め、同条第二号中「原子力基本法」の下に「（昭和三十年法律第百八十六号）」を加える。

第四条第二項第一号及び第二号中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条第二項第一号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）」を「原子炉等規制法」に改める。

第二条 石川県核燃料税条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電気事業法（昭和二十九年法律第百七十号）第四十九条第一項」を「原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号中「電気事業法第五十四条第一項」を「原子炉等規制法第四十三条の三の十五第一項」に、「主務大臣が行う定期検査」を「原子力規制委員会が行う施設定期検査」に、「当該定期検査」を「当該施設定期検査」に改める。

第五条第二項第一号中「第四十三条の三の二第一項」を「第四十三条の三の三十一第二項」に改める。

第六条第三項中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に、「受けた原子炉」を「受けた発電用原子炉」に、「規定する原子炉」を「規定する発電用原子炉」に、「第二十六条第一項」を「第四十三条の三の八第一項」に改める。

第三条 石川県核燃料税条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び次項の規定 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

二 第三条の規定 法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の石川県核燃料税条例第四条第二項第二号に規定する定期検査(以下「旧定期検査」という。)が開始され、同日以後引き続き第二条の規定による改正後の石川県核燃料税条例第四条第二項第二号に規定する施設定期検査(以下「新定期検査」という。)が行われている場合における旧定期検査については、新定期検査とみなして、同項の規定を適用する。

石川県自治振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

石川県自治振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例

石川県自治振興資金貸付基金条例(昭和二十九年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改め、同条第三号中「三方年」を「三年間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条第一項中「次に定めるところによる」を「次の各号に掲げる貸付条件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「あたつて」を「当たつて」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条各号に掲げる事業に要する経費のうち、市町が行う貸付けで満期一括の償還方法によるものに要する経費に対する資金の貸付条件については、前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付条件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 償還期限 貸付けをした年度の翌年度から起算して五年以内

二 償還方法 満期一括償還

第七条中「市町村」を「市町」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第八条並びに第九条第一項及び第二項中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県並行在来線運行支援基金条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県並行在来線運行支援基金条例

(設置)

第一条 県内の並行在来線の安全な運行、利用者の利便性の確保、安定的な運営等に対する支援に要する経費の財源に充てるため、石川県並行在来線運行支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例の一部を改正する条例

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例（平成十六年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び提供」を「、提供及び購入」に、「又はサービス」を「若しくはサービス又は購入する物品（第十条及び第十一条においてこれらを「商品等」という。）」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「商品又はサービス」を「商品等」に改め、同条第一号中「販売」を「取引」に、「商品若しくはサービス」を「商品等」に改める。

第十一条第一項中「商品又はサービス」を「商品等」に改める。

第十七条第一項、第十八条第二項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第一項並びに第二十五条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正)

第三条 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十六年石川県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(石川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第四条 石川県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「平成十七年法律第百二十三号」の下に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、「障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令」を「障害者総合支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二条第一項及び第二項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第五条 石川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

(石川県障害者支援施設等条例の一部改正)

第六条 石川県障害者支援施設等条例(平成二十四年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「平成十七年法律第百二十三号」の下に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第二条各号、第三条第二項及び第八条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第七条 石川県障害者支援施設等条例の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

第二条第三号中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第二十六条の規定により、法第二十二條第一項の規定により設置される都道府県対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 法第二十三條第一項の都道府県対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括する。

2 法第二十三條第三項の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 法第二十三條第二項の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十三條第四項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

石川県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

石川県環境保全基金条例の一部を改正する条例

石川県環境保全基金条例（平成二年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

- 4 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に属する現金の全部又は一部を処分することができる。
 - 5 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。
- 第六条を削り、第七条を第六条とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）の規定に基づき、職業能力開発校等において行う職業訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練)

第二条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 三 その他規則で定める職業訓練

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第三条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通職業訓練の基準)

第四条 法第十九条第一項の条例で定める基準は、職業訓練の訓練課程ごとに、教科、訓練時間、設備その他の事項について、規則で定める。

(無料とする公共職業訓練)

第五条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者その他の規則で定める者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第六条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

一 法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科（以下「教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 教科に関し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として省令第四十八条の三第六号の厚生労働大臣が定める者

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例（昭和四十四年石川県条例第十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第九十条第二項の規定により、国営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（国営土地改良事業）

第二条 この条例において「国営土地改良事業」とは、別表の第一欄に掲げる事業をいう。

（分担金の徴収）

第三条 県は、法第九十条第一項の規定による国営土地改良事業の負担金の一部を、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から徴収する。

2 受益者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

（分担金の額）

第四条 前条第一項の規定により受益者から徴収する分担金の額は、当該国営土地改良事業に要する費用につき法第九十条第一項の規定により県が負担する額に、別表の第一欄に掲げる事業に応じ、同表の第二欄に定める徴収率を乗じて得た額から同条第九項の規定により市町が負担する額を控除した額とする。

（分担金の徴収方法）

第五条 第三条の規定により県が徴収する分担金は、別表の第一欄に掲げる事業に応じ、同表の第三欄に定める支払期間及び同表の第四欄に定める利率による元利均等年賦支払の方法により徴収するものとする。この場合において、当該分担金の支払に係る据置期間中の各年度の利息については、当該年度支払の方法により徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該分担金の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、その分担金の全部又は一部につき一時支払の方法により徴収することができる。

3 別表の第三欄に定める支払期間の始期は、国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とする。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の石川県国営土地改良事業分担金徴収条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき徴収する分担金であつて、この条例の施行の際現にその支払が完了していないものについては、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第二条、第四条、第五条関係）

事 業 名	徴 収 率	支 払 期 間	利 率
国営手取川流域土地改良事業 （白山頭首工に係る事業を除く。）	百分の四十九	十七年（据置期間二年を含む。）	年五パーセント

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、水資源の供給源としての森林の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林の土地所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「森林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、県内に存する森林の土地について、所有権若しくは地上権、地役権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）

第三条 県は、水資源の供給源としての森林の保全に関する施策を効果的に推進するものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、水資源の供給源としての森林の保全の重要性に関する理解を深め、県及び市町が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第五条 土地所有者等は、当該土地所有権等に係る森林の適正な管理経営を行うことにより、当該森林の有する水源涵養機能の維持増進に努めなければならない。

(市町との連携等)

第六条 県は、水資源の供給源としての森林の保全を推進する上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が行う地域の実情に応じた森林の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の供給源としての森林の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対し必要な協力を要請するものとする。

(土地所有権等の移転等の届出)

第七条 土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - 三 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容
 - 四 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - 五 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。
 - 二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。
- 3 土地所有者等は、第一項の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町長への通知等)

第八条 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町の長に意見を求めることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第七条第一項又は第三項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第七条第一項又は第三項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第一項の規定による報告の徴収及び第二項の規定による立入調査は、第七条第一項又は第三項の規定による届出があつた日から起算して三十日以内にならなければならない。

(助言)

第十条 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要な助言を行うことができる。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。

(勧告)

第十一条 知事は、土地所有者等又は届出者等が次の各号のいずれかに該当する場合において、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項の勧告に従わなかった者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第十三条 第七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

(市町条例との関係)

第十四条 市町が定める水資源の供給源としての森林の保全に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認めるときは、当該市町の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町の区域において

は、適用しない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十三条までの規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 第七条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三十日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

石川県道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

石川県道路占用料条例の一部を改正する条例

石川県道路占用料条例（昭和四十九年石川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表政令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第七条第二号に掲げる工作物	占有面積二平方メートルに	一、四〇〇	一、一〇〇
政令第七条第三号に掲げる施設	つき一年	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

別表政令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料の項中「第七条第一号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に改め、同表政令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表政令第七条第六号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に改め、同表政令第七条第七号に掲げる施設の項中「第七条第七号」を「第七条第九号」に改め、同表政令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第七条第八号」を「第七条第十号」に改め、同表政令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物の項中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改め、同表政令第七条第十号に掲げる器具の項中「第七条第十号」を「第七条第十二号」に改め、同表政令第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年石川県条例第二十一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表二中「三池新町」の下に、「三池栄町」を加える。

別表付表三中「金石本町」の下に、「金石海原」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例（昭和二十九年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百七十九人」を「百八十人」に、「五百四十人」を「五百四十三人」に、「五百

五十九人」を「五百六十一人」に、「五百七十六人」を「五百七十九人」に、「二千三百二十一人」を「二千三百三十人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項一イ(1)中「(2)において「認定」という。」を削り、「の遊技機」の下に「(以下この項において「未認定遊技機」という。)」を加え、同項一イ(1)イ中「一万六千円」を「一万五千元」に改め、同項一イ(1)ロ中「二万七千円」を「二万五千元」に改め、同項一イ(2)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「(1)のイ」を「(1)イ」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「二千八百円(法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下この項において「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)」を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機」に、「10のハの金額の欄」を「10ハ」に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同項一ロ(1)中「一万五千元」を「一万四千元」に改め、同項一ロ(2)中「二万七千円」を「二万四千元」に改め、同項一(イ)中「金額の欄」を「イ及びロ」に、「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同項一(ロ)中「金額の欄」を「イ及びロ」に、「七千四百円」を「六千八百円」に改め、同項10イ中「二千七百円」を「二千二百円」に改め、同項10ロ中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同項10ハ(1)イ(イ)中「三万七千七百円」を「三万五千元」に改め、同項10ハ(1)イ(ロ)中「八千二百円」を「一万六千三百円」に改め、同項10ハ(1)ロ(イ)中「二万四千七百円」を「二万九千元」に改め、同項10ハ(1)ロ(ロ)中「八千二百円」を「一万六千三百円」に改め、同項10ハ(1)イ(イ)中「五千九百元」を「一万四千四百円」に改め、同項10ハ(2)イ(イ)中「五万九千七百円」を「五万九千元」に改め、同項10ハ(2)ロ(イ)中「一万四千七百円」を「二万三千元」に改め、同項10ハ(3)イ(イ)中「三万七千七百円」を「三万五千元」に改め、同項10ハ(3)ロ(イ)中「一万八百元」を「一万九千元」に改め、同項10ハ(4)イ(イ)中「三万七千七百円」を「三万五千元」に改め、同項10ハ(4)ロ(イ)中「一万八百元」を「一万九千元」に改め、同項10ハ(5)イ(イ)中「二万四千七百円」を「二万九千元」に改め、同項10ハ(5)ロ(イ)中「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同項10中「同時に」の下に「当該認定に係

る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ金額の欄に定める金額から二千七百円」を「イからハまでに定める金額にかかわらず、イの場合にあつては零円とし、ロの場合にあつては四十円とし、ハの場合にあつてはそれぞれハに定める金額から八千円」に改め、同項11イ中「六千三百円」を「三千九百円」に改め、同項11ロ中「一万八千円」を「六千三百円」に改め、同項11ハ(1)(イ)中「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に改め、同項11ハ(1)(イ)中「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に改め、同項11ハ(1)(ロ)中「百十四万千円」を「百十二万八千円」に改め、同項11ハ(1)(ロ)中「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に改め、同項11ハ(1)(ハ)中「十七万四千円」を「十三万八千円」に改め、同項11ハ(2)(イ)中「百八十一万六千円」を「百六十二万千円」に改め、同項11ハ(2)(ロ)中「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に改め、同項11ハ(3)(イ)中「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に改め、同項11ハ(3)(ロ)中「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に改め、同項11ハ(4)(イ)中「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に改め、同項11ハ(4)(ロ)中「三十四万八千円」を「四十八万千円」に改め、同項12イ(1)(イ)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に改め、同項12イ(1)(ロ)中「八千五百円」を「二万三千三百円」に改め、同項12イ(2)(イ)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に改め、同項12イ(2)(ロ)中「八千五百円」を「二万三千円」に改め、同項12イ(3)中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項12ロ(1)中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に改め、同項12ロ(2)中「一万五千三百円」を「三万三千三百円」に改め、同項12ハ(1)中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に改め、同項12ハ(2)中「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同項12ニ(1)中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に改め、同項12ニ(2)中「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同項12ホ(1)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に改め、同項12ホ(2)中「三千三百円」を「一万九千五百円」に改め、同項12中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「金額の欄」を「イからホまで」に、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改め、同項13イ(1)(イ)中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に改め、同項13イ(1)(ロ)中「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に改め、同項13イ(2)(イ)中「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に改め、同項13イ(2)(ロ)中「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に改め、同項13イ(3)中「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項13ロ(1)中「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に改め、同項13ロ(2)中「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同項13ハ(1)中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に改め、同項13ハ(2)中「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項13ニ(1)中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に改め、同項13ニ(2)中「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同項14イ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項14ロ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)」に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定

遊技機」に、「10のハの金額の欄」を「10ハ」に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同表の七の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、29を28とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県立学校条例の一部を改正する条例

石川県立学校条例（昭和三十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の表石川県立明和特別支援学校松任分校の項を削る。

第十条第一項第四号中「石川県立明和特別支援学校松任分校及び」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十七号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百八十五人」を「二千八百二十四人」に改め、同条第二項第一号中「六千四百三人」を「六千三百六十六人」に改め、同項第二号中「三百三十四人」を「三百二十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十八号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十二年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の参商工労働公安委員会の項中「商工労働部」の下に「、観光戦略推進部」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

